

裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市産業建設部区画整理室 裾野駅西地区整備事務所 〒410-1118 裾野市佐野1068番地の2
TEL 055-994-1274 FAX055-994-1279 http://www.city.susono.shizuoka.jp/ E-mail shigaichi@city.susono.shizuoka.jp

審議会委員選挙特集号 第1号

任期満了に伴い 裾野駅西土地区画整理審議会 審議会委員選挙が行われます

現在の土地区画整理審議会委員の任期は平成15年8月25日から平成20年8月24日までとなっており、本年度、第2回目の審議会委員選出選挙を実施します。
選挙は、5月14日に選挙期日の公告、8月17日に投票票を行う予定です。

選挙日程や手続き・必要な届出等の詳細については逐次『まちづくりニュース』を通じてお知らせします。
また、選挙権・被選挙権を有するために届出が必要な場合がありますので、該当する権利者の方はお早めにお願ひします。

土地区画整理審議会の役割について

公共団体が行う土地区画整理事業では土地区画整理法第56条の規定により、『土地区画整理審議会』の設置が義務付けられております。委員の任期は5年です。

審議会では、事業を進めていく上で土地区画整理法で定められている「意見を聞かなければならない事項」、「同意を得なければならぬ事項」（下記参照）について審議します。



「意見を聞かなければならない事項」

1. 換地計画の作成及び縦覧に供された換地計画についての意見書の審査（法88-6）
2. 換地計画の変更及び縦覧に供された換地計画の変更についての意見書の審査（法97-3）
3. 仮換地の指定（法98-3）
4. 減価補償金の交付額の決定（法109-2）

「同意を得なければならぬ事項」

1. 換地計画において特別の宅地について特別の定めをする場合（法95-7）

（※法：土地区画整理法）

また、審議会委員は施行区域内の「土地の所有者」及び「借地権者」を代表し、施行者（市）と権利者との間に立って、権利者の意見の調整を行うことを主な役割としているため、法に定められた事項以外の事項についても、審議会委員にて検討し、事業推進のための協議を行います。



審議会委員の構成について

審議会委員は施行区域内の「土地の所有者」及び「借地権者」から、それぞれ別々に選出された委員並びに学識経験者で構成されます。
当事業における委員定数は10名です。
このうち、8名は「土地の所有者」及び「借地権者」から選挙にて選出し、2名は「学識経験者」から施行者（市）が選任することとされています。
（裾野駅西土地区画整理事業施行条例）

選挙権と被選挙権について

審議会委員の選挙権及び被選挙権は、土地の所有者と借地権者（法人も含みます）が、所有・借地している土地の大

きさや筆数にかかわらず1つの権利を有することになります。
土地の所有者で、かつ借地権者である方につきましては土地所有権・借地権についてそれぞれ1つの権利を有することとなります。

普通の選挙（国・県・市の実施する選挙）との違い

審議会委員選挙は、普段私たちのまわりで実施される選挙（国や県、市が行うもの）と左記の点が異なっています。

・ 期日前投票、不在者投票、代理投票はできません。（選挙人自らの投票が必要です）

・ 選挙人名簿に記載されていれば、住所が他都道府県・他市町村であっても選挙権・被選挙権があります。
・ 未成年者であっても選挙権はありませんが、被選挙権はありません。（親権者は認められません）
・ 法人であっても選挙権・被選挙権があります。

審議会委員選挙のスケジュールについて

審議会委員選挙は、『土地区画整理法施行令』に規定された手続きに基づき実施されます。
当選の効力は、当選人の住所・氏名の公告、当選人への通知を市長が行うことで発生します。